

年金の繰上げ・繰下げ制度をご存知ですか？

老齢年金は、65歳から受給開始ですが、ご希望により受給開始年齢を選択することができます。

繰上げ（＝早くもらう）の場合は、60歳以降の希望する月から受給することができ、1月あたり0.4%※の割合で減額され、受け取る年金は生涯減額されたままになります。

繰下げ（＝遅くもらう）の場合は、66歳以降の希望する月から受給することができ、1月あたり0.7%の割合で増額された年金が受給できます。繰り下げることができる期間は75歳まで（最高120月×0.7%＝84%の増額）です。

※S37.4.2以降生まれの場合

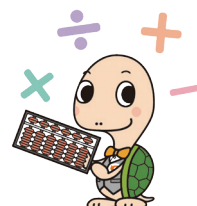


Aさん

繰上げでは年金額が減るし、繰下げでは増額されるのか…。
どのくらい年金額が変わるんだろう？

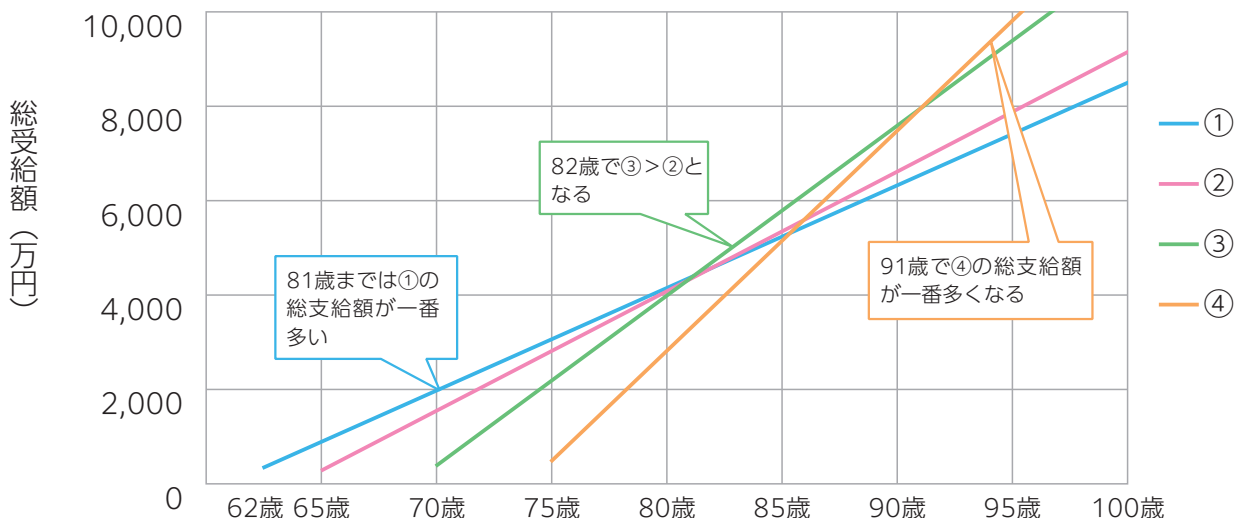
昭和38年4月6日生まれ。
大学卒業後、公立教員歴39年（468ヶ月）
令和6年度末に定年退職予定。

Aさんの例で①～④の時点から受給し始めたときの総支給額の推移をグラフにしてみたよ。
いつから受給するかご自身でじっくり考えてみてね。



● 1年間及び1ヶ月の受給額（老齢厚生年金及び老齢基礎年金合算額）

	①62歳から繰上げ受給	②65歳から受給（通常）	③70歳から繰下げ受給	④75歳から繰下げ受給
1年間の受給額	約217万円	約254万円	約361万円	約467万円
1ヶ月の受給額	約18万円	約21万円	約30万円	約38万円



※ 受給額は一例です。人によって異なりますので、必ずグラフと同じように推移するとは限りません。ご注意ください。

※ 年金の増額によって、医療・介護保険や税金等に影響を及ぼすことがあります。

【繰上げた場合の主な注意点】

- 繰上げ請求を行った後に、取消しすることはできません。
- 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求ができなくなります。

● その他注意点等は
公立学校共済組合
本部HPへ➡



本部HP
（繰上げ）

【繰下げた場合の主な注意点】

- 65歳以降に働かれている方が、在職調整により年金を一部又は全額支給停止されている場合は、**支給停止額に係る加算額はありません。**
- 加給年金対象者がいた場合、繰下げしている間は加給年金額が支給されません。

● その他注意点等は公立学校
共済組合本部HPへ➡



本部HP
（繰下げ）